

「労働安全衛生法と大学」

新井 充¹、小山 富士雄²

本稿は、2006年度～2008年度の大学等環境安全協議会プロジェクトとして実施した「大学等における、物質、機器等に関する自主管理ルールの構築」の報告である。

環境安全衛生法、高圧ガス保安法、消防法等は、主として一般企業の製造現場等を対象とした法律であるため、大学のように、その目的や性格を大きく異にする機関には必ずしもそぐわない部分が存在する。そのため、大学にとっては厳密な遵守が困難な状況が存在している。一方、それらの法律が本来目指すところの、労働者の安全衛生や公共の安全は確実に確保する必要がある。ここでは、このような背景の下で、大学により適した法令の整備あるいは大学の実情に即した現行法の運用に関する現実的な提案を行うことを目的として検討を行った。

キーワード：労働安全衛生、法令、大学、安全、健康

1. はじめに

本報告は、2006年度～2008年度の大学等環境安全協議会プロジェクト「大学等における、物質、機器等に関する自主管理ルールの構築」をまとめたものである。

2004年4月国立大学の国立大学法人移行に伴い、それまで国家公務員の職場の労働安全衛生を管理してきた人事院規則に替えて、労働安全衛生法が全面的に適用されることとなった。各国立大学は、これを受けて労働安全衛生法を遵守すべく組織、設備、制度等の整備を進めたが、短期間のうちに習慣を変えることは難しく、現場は混乱を極めた。この状況下で、本来、一般企業の製造現場等を想定して作られた法令を、大学という目的も性格も異なる組織に適用させることは必ずしも適切では無いという考え方の下に、好ましくは大学には、大学に特化した法の整備が必要であること、それが難しいようであれば、次善の策としては大学の特殊事情を考慮した現行法の運用の緩和が必要であると考えた。しかしながら、労働安全衛生法の本来の目的が、職場環境の安全・衛生の確保であることから、それを無視した単純な運用の緩和は、大学のエゴに過ぎないと言える。そこで、ここでは、先ず大学として、職場環境の安全・衛生の確保のための実現可能な自主

管理ルートを構築し、その上で運用の緩和を求める方向性を考え、プロジェクトのテーマとした。

2. 現実の問題

先にも述べたように、2004年3月以前には、国立大学には労働安全衛生法が適用されていなかった。これは、国家公務員法附則第16条により国家公務員の事業場である国立大学については、労働安全衛生法の適用が除外されていたことによる。ただし、このことは国家公務員および国家公務員の事業場の労働安全衛生が守られていなかったということの意味するものではなく、国家公務員および国家公務員の事業場については、労働安全衛生法の役目を人事院規則が担っていた。実際のところ、労働安全衛生に関する人事院規則は、内容的には労働安全衛生法と同等である。ただ、人事院規則には罰則規定が無いため、多くの大学においては、厳密に守ることが困難であった可能性がある。当初、大学関係者の多くは、自分たちが遵守すべきであった人事院規則の存在自体あるいはその（労働安全衛生法と同じであるという）内容について疎く、今まで遵守義務の無かった労働安全衛生法の適用を理不尽と感じたようであるが、これについては考え違いであったことを認識すべきである。

一方、労働安全衛生法の除外規定が適用されない公立大学や私立大学では、2004年3月以前にも、本来は労働安全衛生法が適用されていたはずであるが、実

2012年1月20日 原稿受付、2012年2月13日 受理

1 東京大学環境安全研究センター

2 東京工業大学総合安全管理センター

際には国立大学に準ずるものとして国立大学と同様に考えられていたようである。さらに、高圧ガス保安法、消防法等の安全に関わる法律については、国立大学（法人化の前後とも）、公立大学、私立大学に一切関係なく適用されていたはずであるが、こちらも法令の完全遵守からは遠い存在であったと言える。これらについても、2004年4月以降はその運用が見直され厳格な遵守が求められることとなった。

また、大学に於ける労働安全衛生法のその他の問題としては、学生が教育研究の重要な部分を占めているにも関わらず、労働者に該当しないためにこの法の適用範囲外であること、グローバル化が進む中、海外からの研究者に日本人と同じ国家資格を求めることが難しいことなどが挙げられる。

3. 調 査

(1) 予備的検討

先ず、予備的検討として、より具体的な問題点を明らかにするために、実際に東京大学の中で問題になっている法規制について2005年秋から2006年始めにかけて学内で調査を行った。その結果を要望としてまとめたものを以下に示す。

1. 作業環境測定及び特殊健診の基準緩和
2. 有機溶剤の有機則適用除外申請の免除
3. 小型卓上遠心機の、管理対象から除外
4. 改造プレス機器等の安全基準緩和
5. 麻薬等を用いた教育実習における、学生の要資格基準免除
6. 高圧ガスボンベ、管理基準緩和
7. 危険物・毒劇物の同一保管庫保管
8. 実験用げっ歯類の輸入にかかる届出の免除
9. 研究・教育用原子炉等についての基準緩和

大学は、一般企業と比較して安全に対する意識が必ずしも高くない。上記要望も安全の確保を前提としての要望であるか否かは必ずしも明確とは言えないところがあるが、この問題が必ずしも東京大学固有の問題ではないと考えられること、および大学の「思い」という点では最大公約数的なものであると考え、次に、他大学に対し上記の問題に関する関心、行政等への働きかけの協力の可否について問い合わせを行った。それに対する回答の主だったところを下記に示す。

1. 労働安全衛生法、その他環境安全衛生に関する法律に対応するための、現実の課題をこなすのが先。この分野で動くことに関心なし。

2. 学内での安全意識植え付けが当面の課題。ここまで手が出ない。
3. 趣旨はわかるが地元の監督署等は本学の実情を十分に理解してくれており、運用面でも理解を示してくれている。したがって、官庁と争うつもりなし。
4. 趣旨は賛成。

現実問題としては、この当時ほどの大学であっても、学内の環境安全衛生管理体制を整えるのに手一杯な時期でもあり、1、2のような消極的な応答には納得できる部分もあった。一方、3についてははかなりショックであり、この問題の難しさを改めて考えさせられた。

東京大学では、この結果を踏まえ、文部科学省、および科学技術総合会議に対し、2005年末から2006年夏にかけて上記要望について重要な規制緩和項目として提言を行った。しかしながら、この提言は取り上げられるには至らず、文部科学省からは国立七大学で大学間共通の課題としてこの議論を煮詰める様要望が出された。

このため、2007年1月の国立七大学副学長懇談会にて、安全衛生管理に関し連携を深め情報交換を行う場として七大学の安全衛生管理担当者の会合開催の提案を行った。この提案は、同年5月の同上懇談会にて承認され、同年8月に東京大学にて第1回国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会が開催される運びとなった。

(2) 国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会

第1回国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会では、先ず、問題意識を共有するために、各大学の安全衛生管理体制や具体的な取組み事例の紹介、各大学が抱えている課題の紹介とこれに対する意見交換が行われた。一連の議論を通して各大学が有する共通課題が数多く存在し、このような意見交換の場が非常に有効であるとの共通認識が確認されるとともに、半年ごとに国立七大学輪番で開催すること、主要な課題について各大学に分担を割り振ってとりまとめをすることなどが提案された。ここで主な課題としてあげられたのは以下の項目である。

1. 安全衛生管理体制
2. 高圧ガス管理
3. 作業環境測定
4. 安全教育
5. 実験室等の安全管理
6. 化学物質等管理
7. 労働衛生

8. 労働災害事故等

このように、労働安全衛生関連の法律の大学への適合性を考える場合、この国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会にできたことから、本プロジェクトは、この協議会の場で進めていくこととした。

本協議会は、その後2008年2月京都大学、2008年8月名古屋大学、2009年2月九州大学と続けられた。特に2008年2月の京都大学の協議会では、国立七大学以外の数多くの国立大学が情報交換や課題の共有を求めているを受けて、地域協議会の開催が決められ全国の国立大学とも情報共有が進められている。また、2009年2月の九州大学での協議会では、大学・研究機関のための安全衛生関連法についての討議が進められた。これらの協議会の中で、安全衛生管理に係る現行法令の適用の問題点としては、まず大学における研究の（企業の製造現場と比較した）特異性として

1. 研究は定常的な作業は少なく、非定常作業で構成されることが多い
2. 研究は新規分野を対象とし、法令等で規定されていない部分が多い
3. 研究で用いられる機器は機器そのものの開発が目的であることも少なくない
4. 先端研究は秘密保持が求められる
5. 研究者（研究指導者）は研究分野の専門家である

の5項目を挙げ、教育研究現場においては、これらの特異性故に、安全第一を大前提としても、民間企業の定常的な生産活動を対象とした各種法令の全面的な適用は実際上無理があり、場合によっては教育研究活動の支障となることがあると結論づけた。

次に、現在大学の安全衛生管理面で特に対応が必要と考えられる主たる法令を以下に示す。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 労働安全衛生法 | (2) 高圧ガス保安法 |
| (3) 化学兵器禁止法 | (4) 火薬類取締法 |
| (5) 消防法 | (6) 毒物および劇物取締法 |
| (7) 麻薬および向精神薬取締法 | (8) 覚せい剤取締法 |
| (9) 廃棄物処理法 | (10) PRTR法 |
| (11) 下水道法 | (12) 悪臭防止法 |
| (13) 農薬取締法 | (14) 学校保健安全法 |
| (15) 感染症法 | (16) カルタヘナ法 |
| (17) 放射線障害防止法 | (18) 核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 |
| (19) 建築基準法 | (20) 各地方自治体の条例 |

この中で、大学に対する安全衛生管理に関する法令の厳密な適用が問題としてあげられており、大学の安全衛生管理上見直しが望まれる事例を、以下に示す提言の形とした。

・労働安全衛生法

工場のように化学物質を大量かつ常態的に使用している事例と異なり、大学は少量多品種の化学物質等を不定期、短期間、低頻度に使用している例が大半である。中には、一時的あるいは一回限りの使用の例もある。

このことを踏まえると、「化学物質の使用実態にそぐわない作業環境測定」「取扱 quantity や頻度を考慮しない一律的な特殊健康診断」「小型の実験用機器および特殊な研究用機器に対して法定安全基準や管理基準の適用が困難」等の問題点がある。

これらの問題点に対しては、現実に対応した法令の運用が望ましいと考える。

・高圧ガス保安法

大学では建物内の分散した場所で高圧ガスボンベを使用している。30m以内の隣接建物は、高圧ガス貯蔵量を合算することが定められているが、近年の建物は大型化・高層化しており、また既存の建物間の距離を30m以上確保することは現状として困難な状況である。

しかしながら高圧ガスボンベの建物内保有量やそれらの建物を合算する現行法では、その貯蔵量により、第一種または第二種貯蔵所として許可申請や届出を求められる場合もある。加えて都道府県の高圧ガス担当者により、法令の解釈が異なるケースもあり、大学間での対応の差が生じていることも問題である。

この他、有毒ガスに対するシリンダーキャビネットについても現状にそぐわない例示基準が示されているが、個別のガスの特性に対応した合理的な基準制定が必要と考えられる。

特に高圧ガス事業者とは使用状況や貯蔵量の実態が異なる大学において、高圧ガス保安法では同様の対応を求められており、大学の実験室での高圧ガスボンベの使用実態を考慮したKHK（高圧ガス保安協会）基準などの変更が必要であると考えられる。

・毒物および劇物取締法と消防法との関連

消防法では法に定める危険物と毒劇物を分けて保管することが求められているが、薬品保持料の少ない研究室では別個の保管庫を準備することは困難で

ある。耐震、耐火、施錠措置のとられた保管庫内部で分離して保管管理する措置の考慮も必要と考えられる。

3. おわりに

本プロジェクトでは、当初、労働安全衛生関連の法律が必ずしも大学に馴染まないことを認識する一方、元々の法の精神を重要視し、同時に大学のエゴを顕在化させない解決策として、自主管理ルールという考え方を前面に出したテーマを設定した。

しかしながら、この問題を精査し、また関係省庁等の考え方を確認したところ、それほど単純に解決する問題ではないことが理解され、自主管理ルールの構築を目指すことは断念せざるを得なかった。しかしながら、国立七大学安全衛生担当者連絡協議会という場を設定し、その中で多くの関係者の意見を集約して方向性を定め、上記のような提言をまとめることができたことは特筆に値すると思われる。

上記、国立七大学安全衛生担当者連絡協議会は、本プロジェクトが終了した2009年3月以降も続けられており、2010年2月大阪大学では、一連の検討結果を中間報告として取りまとめ報告している。その中で、安全衛生関連の法令への対応としては、これまで大学の安全衛生管理については真剣な検討が行われてきていなかったこと、しかしながら、安全・安心の確保は企業のみならず大学の教育研究活動にも強く求められ、適切な安全衛生管理なくして大学の存在は社会的に許されないこと、一方で、創造性を重視し新規分野での成果を求められている大学の教育研究活動に大きな制約を与えてはならないことから、大学に適した安全衛生管理に関する法体系の構築ができていたことが望ましいとしている。さらに、グローバルスタンダードとの整合性が必要であること、そして、これを求める活

動に関しては大学間の連携がきわめて重要であるとしている。

また、国立七大学安全衛生担当者連絡協議会で検討された高圧ガス保安法関連の問題点では、経済産業省、高圧ガス保安協会等との検討委員会が立ち上がり、先にあげた貯蔵量の合算規定の緩和に関する検討が進んでいる。

さらに、経済産業省の委託事業である、平成22年度産業技術調査事業として、株式会社日本総合研究所において「大学等の試験研究活動に影響を与える規制・制度の調査研究」が行われ、平成23年2月に調査報告書が発行されている。この事業も本プロジェクト並びに国立七大学安全衛生担当者連絡協議会の活動がそのきっかけになっていると思われる。

謝 辞

本研究の一部が、2006～2008年度の大学等環境安全協議会研究プロジェクトのご支援を頂戴して遂行いたしました。ここに記して感謝の意を表します。

参 考 文 献

- 1) 国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会中間報告、国立七大学安全衛生管理担当者連絡協議会、平成22年2月11日
- 2) 平成22年度産業技術調査事業大学等の試験研究活動に影響を与える規制・制度の調査研究 調査報告書 平成23年2月、株式会社日本総合研究所
(http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001423pdf)

註) 1) の文献につきましては、公刊はされておませんが、七大学から各ブロックに所属する国立大学法人の環境安全担当理事宛に送付されております。

Industrial Safety and Health Law and Universities

Mitsuru Arai¹, Fujio Koyama²

Abstract:

This report describes the results of the research project “Industrial Safety and Health Law and Universities”, which was executed by the research funds of The Academic Consociation of Environmental Safety and Waste Management Japan through FY 2006 - 2008. High Pressure Gas Safety Law, Fire Services Act, fire law, etc. are laws for industrial manufacturing factories, and may not fit properly for universities because they have different functions. In other words, compliance to those laws is sometimes very difficult for universities. However, it is essential to guarantee public and occupational hygiene and safety that are main aim of those laws. The proposal for realistic measure for either legislation or administrative control fit for universities is the main purpose of this project.

Keywords : Industrial Safety and Health, Law, University, Safety, Health

1. Environmental Science Center, The University of Tokyo
2. General Safety Management Center, Tokyo Institute of Technology